

# フィッシャーマンズワープ MOO および阿寒湖まりむ館における広告付き周辺案内地図等設置維持管理広告事業仕様書

## 1 事業の概要

事業者が広告付き周辺案内地図、庁舎案内板、広告掲示用デジタルサイネージの作成および市の指定した場所に設置並びに維持管理を行う。

なお、広告付き周辺案内地図については、事業者が民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

## 2 設置場所

- (1) 釧路フィッシャーマンズワープ MOO 都市間バスターミナル待合室内壁面 1 台
- (2) 阿寒湖まりむ館 1 階ロビー（観光インフォメーションセンター）壁面 1 台

## 3 設置物

### (1) 規格

- ① 釧路フィッシャーマンズワープ  
予定筐体寸法：横 1,500 mm×高さ 2,000 mm×奥行 800 mmを目安として作成すること
- ② 阿寒湖まりむ館  
予定筐体寸法：横 2,000 mm×高さ 2,000 mm×奥行 700 mmを目安として作成すること
- ③ 観光地を意識したデザインとすること
- ④ 地図枠、広告枠、館内案内図枠で構成すること
- ⑤ 日本語、英語、中国語など、多言語での表示やピクトグラムを併用し、訪日外国人旅行者が理解しやすい工夫を行うこと
- ⑥ 省エネを意識した光源とすること
- ⑦ 気温および室温の変化並びに風雨雪の吹き込み等の環境下での使用に耐え得る構造とすること
- ⑧ タイマー制御等が可能な構造とすること
- ⑨ キャスターなどを備えたもので移動が容易であること
- ⑩ 壁面等への負担のない転倒防止措置を講じること
- ⑪ ユニバーサルデザインに配慮すること

### (2) 地図

- ① 地図は、設置施設周辺市街図、本市全域図、近隣観光地を網羅した広域図を設けること
- ② 地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること
- ③ 地図には、本市が指定する公共施設等の情報を分かりやすく表示すること
- ④ 地図には、現在地表示を分かりやすく表示すること

- ⑤ 主な地点への距離および所要時間表示など利用者へ配慮した表示とすること
- ⑥ ユニバーサルデザインに配慮すること

### (3) 関連案内

- ① 関連案内として、設置施設の館内案内図を掲載すること。
- ② 館内案内図には、現在地表示を分かりやすく表示すること
- ③ その他関連として掲載情報がある場合は、市との協議により可能とする
- ④ 関連案内についてもユニバーサルデザインに配慮すること

### (4) その他

- ① 設置に際しては、各種関係法令等の規定に従い必要な手続きを行うこと
- ② 表示する地図等については、市と協議の上決定する
- ③ 表示する地図や案内図情報の更新や機材のメンテナンスを行うこと
- ④ 本事業に関する一切の経費（制作・運搬・設置・運用・メンテナンス・移設撤去等）は事業者が負担すること。また使用する電気料についても実費を別途収めること
- ⑤ 広告付き周辺案内地図の撤去時には設置前の状態になるよう現状復旧すること
- ⑥ 設置期間中に万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること

## 4 広告

### (1) 掲載

- ① 掲載する広告は、釧路市広告事業広告掲載等基準を満たさなければならない。

### (2) 広告料

- ① 事業者は、広告付き周辺案内地図、庁舎案内及び広告掲載用デジタルサイネージ（以下「広告付き周辺案内地図等」という。）の設置場所が有する広告価値の対価として、事業者が応募の際に提案する額の広告料を市に支払うこと。
- ② 事業者は、釧路市公有財産規則（平成 17 年釧路市規則第 84 号）に基づき、広告付き周辺案内地図等の設置に係る行政財産の目的外使用についての使用料(広告事業の用に供する面積(柱面、壁面の使用の場合は当該広告の表示面積)の合計(1㎡未満は切り上げ)に1㎡当たりの月額単価1,570円を乗じた金額及び広告物等の光源に要した電気代などの実費相当額として市が算定する加算料金を市に納付すること。